

特集《著作権》

知っておきたい最新著作権判決例 （その1）



令和2年度著作権委員会第3部会 久村 吉伸

要約

令和2年度著作権委員会第3部会において弁理士として知っておきたいものとして選定した著作権関連判決の一つである。本判決は、発信者情報開示請求に係る事件であり、とくに著作人人格権に関して、リツイート時の自動トリミング機能による画像（写真）のトリミングが氏名表示権の侵害を構成し、また、その侵害主体がリツイート者らであると判断された事案である。とくに氏名表示権を規定する著作権法19条1項及び2項の解釈について最高裁の判断が示された。弁理士としてぜひ知っておきたい判決である。

リツイート事件

氏名表示権を規定する著作権法19条1項及び2項の解釈についての判断が示された事例

平成30（受）1412 発信者情報開示請求事件
令和2年7月21日 最高裁判所第三小法廷
判決 棄却 知的財産高等裁判所
（裁判所 HP）

目次

1. 事案の概要
2. 争点
3. 判旨
4. 解説

1. 事案の概要

(1) 当事者

上告人（被告）：米国ツイッター社

被上告人（原告）：写真の著作人

(2) 結論

請求棄却

(3) 関係条文

著19条1項及び2項

(4) キーワード

「著作物の公衆への提供若しくは提示」

「すでに著作物が表示しているところから従って著作人名を表示」

(5) 概要

被上告人（写真の著作人）は、隅に自身の氏名表示部分を付加した写真の画像を、自己のウェブサイトに掲載した。被上告人に無断で、上記画像を用いたツイートが行われ、さらにそのツイートがリツイートされた。リツイート者らのタイムラインには、リツイートの際の自動トリミング機能によって氏名表示部分が削除された画像がインラインリンク表示された。

インラインリンクとは、ユーザーの操作を介することなく、リンク元のウェブページが立ち上がった時に、自動的にリンク先のウェブサイトの画面又はこれを構成するファイルが当該ユーザーの端末に送信されて、リンク先のウェブサイトにユーザーの端末上に自動表示されるように設定されたリンクをいう。リツイート者らのタイムラインにインライン表示される画像は、先のツイート（≠リツイート）によってインラインリンク先サーバに登録された画像（後出の「元画像」に相当。）である。

被上告人は、ツイッターを運営する上告人（米国ツイッター社）等に対し、ツイート者のみならずリツイート者らについても発信者情報開示請求を行った。

一審は、リツイート者らの行為について、公衆送信権（著23条）の侵害も、同一性保持権（著20条）及び氏名表示権（著19条）の侵害も否定し、リツイート者らについての情報開示請求を棄却した。公衆送信権の侵害について、一審は、リツイート表示される画像は、インラインリンク先サーバから送信されるものであり、リツイート者らが公衆送信又は送信可能化す

るものではないから、公衆送信権の侵害は成立しないと判断した。同一性保持権及び氏名表示権侵害について、一審は、インラインリンク先サーバにある画像は改変されず、リツイート者らはその画像を公衆に提供も提示もしていないから、同一性保持権及び氏名表示権の侵害は成立しないと判断した。

一審で認められなかったリツイート者らについての情報開示請求を求め、被上告人は控訴した。

控訴審は、リツイート者らの、公衆送信権の侵害は引き続き否定する一方で、同一性保持権及び氏名表示権の侵害は認め、リツイート者らについての情報開示請求を認容した。同一性保持権及び氏名表示権の侵害について、控訴審は、リツイート行為はインラインリンク先サーバにある画像を改変するものではないが、リツイート表示される画像は、リツイート行為によって改変されたり氏名表示されなくなったりした画像であり、また、改変は、リツイート行為の結果として送信されたHTMLプログラムやCSSプログラム等に起因し、改変主体はリツイート者らであると評価できるから、同一性保持権及び氏名表示権の侵害が成立すると判断した。

上告人は、控訴審の判断を不服として上告したが、棄却された。

（6）問題の所在

控訴審の判断によれば、リツイート行為は、公衆送信権等を侵害する著作物利用（法定利用行為）を伴わないにもかかわらず、同一性保持権及び氏名表示権を侵害することになる。このうちの氏名表示権について、今回、最高裁の判断が示された。

2. 争点

上告審では、著作権法19条1項及び2項並びにプロバイダ責任制限法4条1項柱書及び同1号が争われた。これらのうち、本稿では、著作権法19条1項及び2項の以下の争点①及び②について検討する。

①リツイート行為が著作権侵害となる著作物の利用でない場合でも著作権法19条1項の「著作物の公衆への提供若しくは提示」に当たるといえることができるか。

②リツイート表示された画像をクリック（タップ）すれば氏名表示部分を含む元画像が見られるようになっていたことが、著作権法19条2項の「すでに著作者が表示しているところから従って著作者名を表示」していることに当たるといえることができるか。

3. 判旨

「所論は、①本件各リツイート者は、本件各リツイートによって、著作権侵害となる著作物の利用をしていないから、著作権法19条1項の『著作物の公衆への提供若しくは提示』をしていないし、②本件各ウェブページを閲覧するユーザーは、本件各リツイート記事中の本件各表示画像をクリックすれば、本件氏名表示部分がある本件元画像を見ることができることから、本件各リツイート者は、本件写真につき『すでに著作者が表示しているところから従って著作者名を表示』（同条2項）しているといえるのに、本件各リツイートによる本件氏名表示権の侵害を認めた原審の判断には著作権法の解釈適用の誤りがあるというものである。」

「所論①について」

「著作権法19条1項は、文言上その適用を、同法21条から27条までに規定する権利に係る著作物の利用により著作物の公衆への提供又は提示をする場合に限定していない。また、同法19条1項は、著作者と著作物との結び付きに係る人格的利益を保護するものであると解されるが、その趣旨は、上記権利の侵害となる著作物の利用を伴うか否かにかかわらず妥当する。そうすると、同項の『著作物の公衆への提供若しくは提示』は、上記権利に係る著作物の利用によることを要しないと解するのが相当である。」

「したがって、本件各リツイート者が、本件各リツイートによって、上記権利の侵害となる著作物の利用をしていなくても、本件各ウェブページを閲覧するユーザーの端末の画面上に著作物である本件各表示画像を表示したことは、著作権法19条1項の『著作物の公衆への…提示』に当たるといえることができる。」

「所論②について」

「前記事実関係等によれば、被上告人は、本件写真画像の隅に著作者名の表示として本件氏名表示部分を付していたが、本件各リツイート者が本件各リツイートによって本件リンク画像表示データを送信したことにより、本件各表示画像はトリミングされた形で表示されることになり本件氏名表示部分が表示されなくなったものである（なお、このような画像の表示の仕方は、ツイッターのシステムの仕様によるものであるが、他方で、本件各リツイート者は、それを認識しているか否かにかかわらず、そのようなシステムを利用して本件各リツイートを行っており、上記の事態は、

客観的には、その本件各リツイート者の行為によって現実に生ずるに至ったことが明らかである。また、本件各リツイート者は、本件各リツイートによって本件各表示画像を表示した本件各ウェブページにおいて、他に本件写真の著作者名の表示をしなかったものである。」

「そして、本件各リツイート記事中の本件各表示画像をクリックすれば、本件氏名表示部分がある本件元画像を見ることができるとしても、本件各表示画像が表示されているウェブページとは別個のウェブページに本件氏名表示部分があるというにとどまり、本件各ウェブページを閲覧するユーザーは、本件各表示画像をクリックしない限り、著作者名の表示を目にすることはない。また、同ユーザーが本件各表示画像を通常クリックするといえるような事情もうかがわれない。そうすると、本件各リツイート記事中の本件各表示画像をクリックすれば、本件氏名表示部分がある本件元画像を見ることができるといえることをもって、本件各リツイート者が著作者名を表示したことになるものではないというべきである。」

「以上によれば、本件各リツイート者は、本件各リツイートにより、本件氏名表示権を侵害したものである。これと同旨の原審の判断は、正当として是認することができる。」

4. 解説

(1) 争点① 著作権法 19 条 1 項

まず、著作権法 19 条 1 項自体は、「利用」との文言を直接には記載していない。同項は、「著作者は、その著作物の原作品に、又はその著作物の公衆への提供若しくは提示に際し、その実名若しくは変名を著作者名として表示し、又は著作者名を表示しないこととする権利を有する。その著作物を原著作物とする二次的著作物の公衆への提供又は提示に際しての原著作物の著作者名の表示についても、同様とする。」と記載している。

一方で、すぐ後の 2 項は、「著作物を利用する者は…(中略)…著作者名を表示することができる。」(下線追記)として、「利用」との文言を直接記載している。

また、逐条説明によれば、1 項は、「著作者がその著作物の現作品に又は著作物の利用に当たって、著作者名を表示するか否か、表示するとすればいかなる著作者名を表示するかを決定する権利を有することを規

定している」(下線追記)ものである⁽¹⁾。

上記の著作権法 19 条 1 項、2 項及び逐条説明の対比から、1 項の「著作物の公衆への提供若しくは提示」は、「著作物の利用」の一態様と考えられる。

著作権法 21 条から 27 条は、法文において「著作権に含まれる権利の種類」と題され、著作物の利用の態様を規定しているものの、すべての利用の態様をカバーしているわけではない⁽²⁾。上述の「著作物の公衆への提供若しくは提示」という著作物の利用の態様は、著作権法 21 条から 27 条には見当たらず、上告人が主張するように、著作権侵害となる著作物の利用では無いように思われる。

著作権法 19 条 1 項の「著作物の公衆への提供若しくは提示」が、著作権侵害となる著作権法 21 条から 27 条に規定される著作物の利用の態様に限定解釈されるのかどうか、その判断が最高裁によって示されたことになる。最高裁は、条文が文言上そのような限定をしておらず、また、人格的利益保護という著作者人格権の趣旨にも妥当することを理由に、著作権法 19 条 1 項の「著作物の公衆への提供若しくは提示」は、著作権法 21 条から 27 条までに規定する権利に係る著作物の利用によることを要しないと判断した。争点①の範囲内において、条文を文言及び立法趣旨に沿ってストレートに解釈したものと考えられる。

(2) 争点② 著作権法 19 条 2 項

著作権法 19 条 2 項は、「著作物を利用する者は、その著作者の別段の意思表示がない限り、その著作物につきすでに著作者が表示しているところから従って著作者名を表示することができる。」と記載している。

本件では元画像が氏名表示部を含んでいたもので、「すでに著作者が表示しているところ」は、著作者の氏名を表示していることを指し示す。リツイート画像は、氏名表示部が削除された画像であり著作者の氏名を表示しておらず、この点は上告人も認めていると思われる。争点は、リツイート画像をクリック(タップ)するだけで元画像が見られることが、「すでに著作者が表示しているところから従って著作者名を表示」に当たるかどうかであり、この判断が最高裁によって示されたことになる。最高裁は、⑦クリックしなければ著作者名が表示されず、また、④通常クリックする事情もないこと、を理由に、本件におけるリツイート画像の表示は著作権法 19 条 2 項の「すでに著作者が表示しているところから従って著作者名を表示」には当

たらないと判断した。①を反対解釈すると、通常クリックする事情があれば、「すでに著作者が表示しているところから従って著作者名を表示」に当たるといえる余地が残る。

判決において、戸倉三郎裁判官は、補足意見として、「元の画像に著作者名の表示があってリツイートによりこれがトリミングされるケースでは、リツイートのタイムラインを閲覧するユーザーがリツイート記事中の表示画像を通常クリック等するといえるような事情がある場合には、これをクリック等して元の画像を見ることができるところをもって著作者名の表示があったとみる余地がある（そのような事情があるか否かは、当該タイムラインを閲覧する一般のユーザーの普通の注意と閲覧の仕方とを基準として、当該表示画像の内容や表示態様、閲覧者にクリック等を促すような記載の有無などを総合的に考慮して判断することとなる。）さらに、著作権法19条3項により、著作者名の表示を省略することができる場合もあり得るであろう。そうすると、リツイートをする者の負担が過度に重くなるともいえないと思われる。」と述べている。今後、ツイッターやこれと同様のサービス等について同様の事案が生じた場合には、19条2項さらには19条3項が争点になる可能性が残ると考えられる。

（3）まとめ

争点①については、リツイート行為が著作権侵害と

なる著作物の利用でない場合でも著作権法19条1項の「著作物の公衆への提供若しくは提示」に当たる。

争点②については、リツイート画像をクリックすれば氏名表示部分を含む元画像が見られるようになっていても、通常クリックする事情がなければ、著作権法19条2項の「すでに著作者が表示しているところから従って著作者名を表示」していることに当たらない。

そして、リツイート時の自動トリミング機能による画像（写真）のトリミングは、氏名表示権の侵害を構成し、また、その侵害主体はリツイート者らであるとした控訴審の結論は変わらない。

リツイート者らが侵害主体となることについては、控訴審の結論自体が問題点を含み得る旨の議論もあったが⁽³⁾、著作権法19条1項及び2項の解釈からだけでは、その結論は覆らず維持される結果となった。ただ、最高裁の判決においても、林景一裁判官は、反対意見を述べている。侵害主体の判断の難しさを改めて考えさせられる事案である。

（注）

(1) 加戸守行「著作権法逐条講義」六訂新版 P.170

(2) 前掲1 加戸 P.182

(3) 高畑聖朗 パテント誌 2019年10月発行 P25-27 インターネット < URL : <https://system.jpaa.or.jp/patent/viewPdf/3433> >

（原稿受領 2021.7.30）